

緊急ガス遮断装置について

緊急ガス遮断装置とは

ガス漏れ、地震などの緊急事態が起こった時、防災センターや守衛室などに設置された操作盤のボタンを操作することで、建物全体のガス供給をすぐに遮断できる装置で、保安上重要度が高い建物に設置する必要があります。また、感震器と連動させることで、大地震が発生した際に自動的に遮断させることも可能である。正常に遮断するかを確認するため、定期的な作動テストを実施することが法令で定められている。

緊急ガス遮断装置の設置が必要となる要件

ガス事業法で建物区分により設置の要否が規定されており、以下の区分が設置対象となる

A. 建物区分表のNo1 特定地下街など、No2 特定地下室など、No3 超高層建物、No5 特定大規模建物及び建屋内に「ガバナ」がある場合

その他、事業主の要望等で設置する場合があります。

※ガバナとは、家庭や工場などのガス機器で安全に使えるように圧力を下げる装置である。

A. 建物区分表

ガスを使用するお客さまの建物ごとの保安対策を実施するため、建物を建物構造、ガスの形態、人の集合状況などに基づいて11の区分のいずれかに分類する。

区 分	概 要	区分設定上の優先順位
1 特定地下街など	大規模な地下街および準地下街 (地下部分のみ)	1
2 特定地下室など	大規模な地下室 (地下部分のみ)	2
3 超高層建物	高さ60mを超える建物 (超高層住宅を含む)	3
4 高層建物	高さ31mを超える建物 (高層住宅を含む)	5
5 特定大規模建物	特定業務用途に供されるガスメーターの換算使用最大流量が180m ³ /h以上の建物	4
6 特定中規模建物	特定業務用途に供されるガスメーターの換算使用最大流量が30m ³ /h以上の建物	6
7 特定公共用建物	特定公共用途（社会的弱者に係る用途）に供されるガスメーターの換算使用最大流量が30m ³ /h以上の建物	7
8 工業用建物	工業用途に供されるガスメーターの換算使用最大流量が90m ³ /h以上の建物	8
9 一般業務用建物	業務用途に供されるガスメーターが設置してある建物	9
10 一般集合住宅	住居用途のみで、ガスの使用者が2以上の建物	10
11 一般住宅	住居用途のみで、ガスの使用者が1の建物	11

※ 換算使用最大流量

ガスメーターの検定を受ける流量（2つ以上の場合はその和を示す。）であり、号数によっては最大通過流量とは異なる場合があるので注意する。

B. 業務用途詳細表

	用途分類	業 種
1	特定業務用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場（競輪場、競馬場、野球場など）
		公会堂、集会場（公民館、貸しホールなど）
		キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類
		遊技場（マージャン店、ボーリング場、ゲームセンターなど）、ダンスホール
		待合、料理店の類（料亭、割ぼう、茶屋など）
		飲食店（喫茶店、食堂、ビヤホール、すし屋、うどん屋など）
		百貨店、マーケット
		その他の物品販売業を営む店舗、展示場
		旅館、ホテル、宿泊所（モーテル、ユースホステルなど）
		蒸気浴場、熱気浴場の類
2	特定公共用途	病院、診療所、助産所
		老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更正施設、児童福祉施設（母子寮および児童更正施設を除く）、身体障害者厚生援護施設（身体障害者を収容するものにかぎる）、精神薄弱者援護施設。
		幼稚園、保育園、盲学校、聾学校、養護学校
3	工業用途	製品を製造または加工するものの類（工場、作業場など）
4	一般業務用途（例） 上記1～3に該当しない用途	小学校、中学校、高等専門学校、大学、専門学校、各種学校の類、図書館、博物館、美術館の類
		一般公衆浴場（銭湯）
		美容院、美容院、クリーニングなど物品販売を伴わない上記以外のサービス業
		上記以外の事業場（裁判所、保健所、試験所、研究所、役場、汚水塵芥処理場、自衛隊施設、刑務所、銀行、会社事務所など）

緊急ガス遮断装置の設置に関しては上記の通りですが、計画の際には「大阪ガス指定工事会社」に問い合わせを行って下さい。